

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（環境局気候変動対策部総量削減課）……………一

告示

○不健全図書館の指定……………（生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課）……………二

○市街地再開発組合の設立認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………二

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）……………二

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………三

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）……………五

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の変更……………（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）……………六

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の辞退、休止、廃止及び再開……………（同）……………八

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）……………九

○土砂災害警戒区域等の指定の解除（四件）……………（建設局河川部指導調整課）……………二

○土砂災害警戒区域の指定の解除……………（同）……………三

○土砂災害警戒区域等の指定……………（同）……………四

○土砂災害警戒区域の指定……………（同）……………五

公告

○特定非営利活動法人の認定……………（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）……………五

○特定非営利活動法人の特例認定……………（同）……………五

○東京都指定給水装置工事事業者の指定……………（水道局）……………六

○東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………（同）……………六

規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和四年十一月十八日
東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百十四号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十項の見出し中「東日本大震災」を「災害、猛暑、厳寒等」に改め、同項中「東日本大震災」を「災害、猛暑、厳寒等」に、「平成二十三年三月十一日以降」を

「令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に改め、同項の表第四条第一項の項中「第二条第一項第十五号」を「第二条第一項第六号」に改め、同表別表第一の一の項算定方法の欄ハの項の次に次のように加える。

別表第一一の項算定方法の欄ハ(一)	熱使用量（当該熱供給事業者から供給されたものに限る。）	知事が別に定める方法により算定した熱使用量
別表第一一の項算定方法の欄ハ(二)及び(三)	電気使用量（当該電気供給事業者から供給されたものに限る。）	知事が別に定める方法により算定した電気使用量

別表第一の五備考一(一)及び(二)中「別表」を「別表第一」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第千四百七十九号

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）第八條第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和四年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

図書類

指定番号

種類

名称、号刊、共通雑誌
コード及び発行者

指定理由

四三四二 雑誌

B A M B O O C O M
I C S

著しく性的感
情を刺激し、

「Q p a c o l l e
c t i o n」

青少年の健全
な成長を阻害

もつと！えつちは週7
希望ですっ！

するおそれが
ある。

五七六八〇一三
株式会社竹書房

●東京都告示第千四百八十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一條第一項の規定に基づき新小岩駅南口地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九條第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

新小岩駅南口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和四年十一月十八日から令和十三年三月三十一日まで

三 施行地区

葛飾区新小岩一丁目地内

四 事務所の所在地

葛飾区新小岩一丁目五十一番十七号第一スゴールビル二階A号室

五 設立認可の年月日

令和四年十一月十八日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板のほか、組合が適当と認める場所に掲示するものとし、特に必要があるときは、官報等に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和四年十二月十七日

●東京都告示第千四百八十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九條第一項及び同條第二項において準用する同法第十六條の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和四年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和四年十一月三十日 午後一時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社日本クオリティエーステート

(二) 代表者氏名 代表取締役 細野 貴之

(三) 主たる事務 東京都渋谷区渋谷二丁目一番五号

所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九九九八号

(五) 免許年月日 平成三十年一月十八日

●東京都告示第千四百八十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十一月十八日

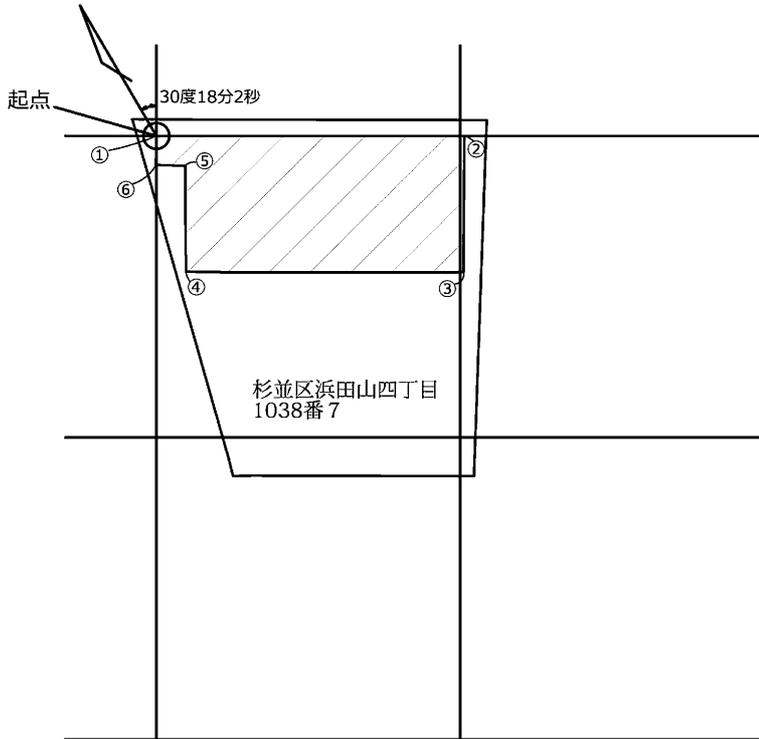
東京都知事 小 池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり（杉並区浜田山四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



【起点】 起点は、座標 (X=-34939.876, Y=-18662.501) とする。

【凡例】

- 敷地境界
- 単位区画
- ▨ 要措置区域
- 調査対象地

【格子の回転角度(30度18分2秒)】 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【座標】

地点	X	Y
①	-34939.876	-18662.501
②	-34945.256	-18653.908
③	-34949.059	-18656.327
④	-34944.209	-18664.066
⑤	-34941.215	-18662.221
⑥	-34940.689	-18663.025

座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第千四百八十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

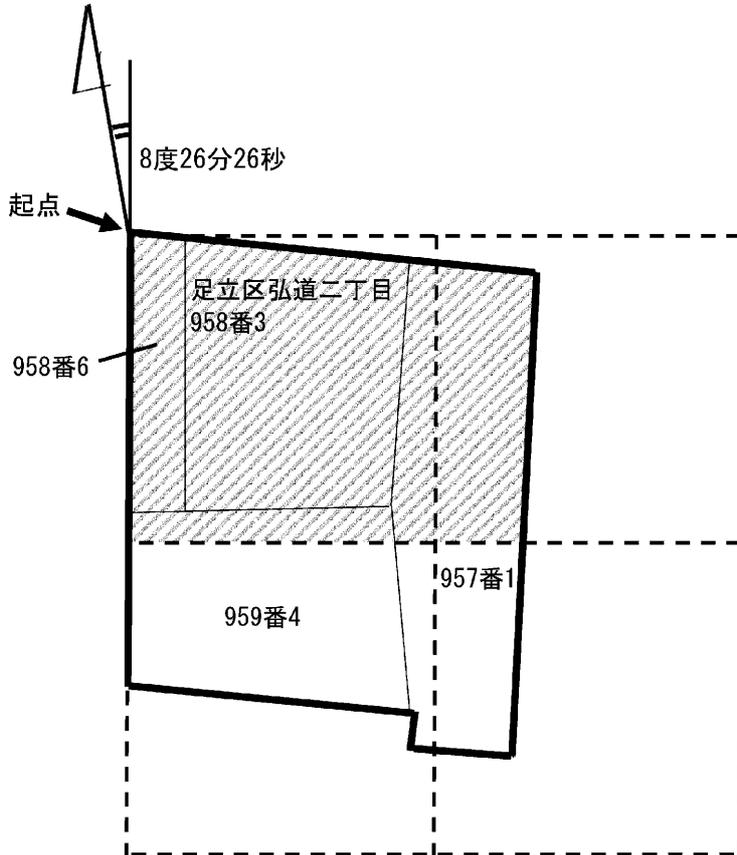
令和四年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区弘道二
丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化
合物

別図



【凡例】

- 単位区画線
- 筆境界線
- 調査範囲
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、足立区弘道二丁目958番6の最北端とする。

【格子の回転角度】

8度26分26秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百八十四号

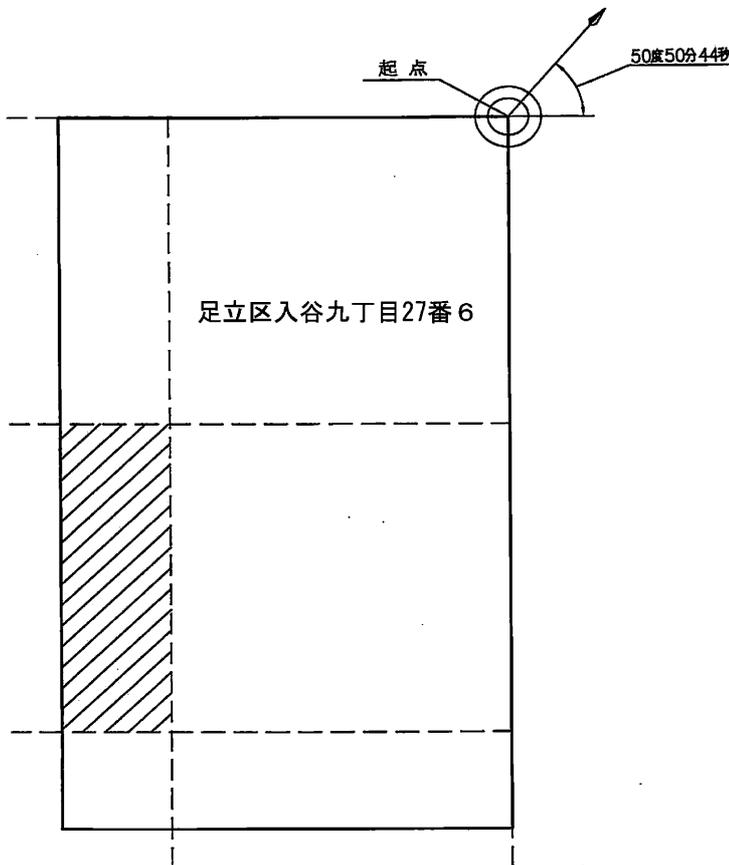
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第三百三十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区入谷九丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 敷地境界
- ▨ : 指定を解除する区域

【起点】

起点は、足立区入谷九丁目27番6の最北端とする。

【格子の回転角度(50度50分44秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第六十四条の規定による届出があったので、法第六十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第五条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年十一月十八日

東京都知事 小池 百合子

病院又は診療所(精神通院医療)

(1) 名称及び所在地の変更

Table with 5 columns: 新名称, 旧名称, 新所在地, 旧所在地, 変更年月日. Row: 東京女子医科大学附属足立医療センター to 東京女子医科大学東医療センター.

(2) 名称の変更

Table with 5 columns: 新名称, 旧名称, 所在地, 変更年月日. Rows include changes for 金町駅前脳神経内科, クリニック東陽町, etc.

(3) 所在地の変更

Table with 5 columns: 名称, 新所在地, 旧所在地, 変更年月日. Rows include changes for 京橋メンタルクリニック, HDCアトラスクリニック, etc.

薬局(精神通院医療)

(1) 名称及び所在地の変更

Table with 5 columns: 新名称, 旧名称, 新所在地, 旧所在地, 変更年月日. Rows include changes for メトロファーマシー高輪台, ファーマシー薬局大蔵調剤.

(2) 名称の変更

Table with 5 columns: 新名称, 旧名称, 所在地, 変更年月日. Rows include changes for メトロファーマシー新川(薬局), 薬局ビーエヌファーマシー 自由が丘店, etc.

(3) 所在地の変更

Table with 5 columns: 名称, 新所在地, 旧所在地, 変更年月日. Row: 日生薬局 中里店.

ウエルシア薬局練馬豊玉店	練馬区豊玉北6-2-1 デイアマークキャピタルタワー1階	練馬区豊玉北6-1-2 デイアマークキャピタルタワー1階	令和3年7月10日
ニクス薬局	新宿区歌舞伎町2-41-3 吉野マンション1階101号室	新宿区歌舞伎町2-38-1 三実ビル1階	令和3年9月1日
ナカジマ薬局 立川店	立川市泉町935-1 ららぽーと立川立飛1階1260	立川市泉町935-1 ららぽーと立川立飛1階1270	令和3年11月1日
つばみ薬局	多摩市落合1-32-1 多摩センターペペビル業務棟301号室	多摩市落合1-44 多摩中央センター1号館銀行棟3階302号室	令和3年11月29日
赤塚薬局	板橋区赤塚新町3-17-7 Newヴィレッジ101	板橋区赤塚新町3-17-10	令和3年12月1日
琴往薬局	大田区仲六郷2-29-1	大田区仲六郷2-30-3	同日
親和薬局 栄町店	府中市栄町2-10-28	府中市栄町2-10-11	令和4年1月4日
エスアイエム薬局 さぎのみや店	中野区上鷲宮3-16-3 ラ・レンス上鷲宮1階	中野区上鷲宮3-16-3 堀江ビル	令和4年1月27日
QOLサポートオール薬局 田町店	港区芝5-27-6 泉田町ビル1階	港区芝5-27-6 ヤマト田町ビル1階	令和4年2月1日
マエノ薬局	北区赤羽西1-4-12	北区赤羽西1-2-10	令和4年2月28日

指定訪問看護事業者等(精神通院医療)

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
SOMPQケア在宅老人ホーム世田谷訪問看護	SOMPQケア 尾山台 訪問看護	世田谷区-軒茶屋1-37-8 ワコーレ-野茶屋64ビル10階	世田谷区尾山台3-33-5 須藤ビル201号	令和4年2月1日

(2) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
Stars訪問看護ステーション	スターズ訪問看護ステーション	世田谷区太子堂4-4-2-702		平成30年4月1日
あさやけ訪問看護ステーション	ケアーズ訪問看護リハビリステーション船場	江戸川区松江5-24-6 TR船場1階		令和3年8月1日
訪問看護ステーションPono	小竹メンタルサポート	練馬区小竹1-47-13-201		令和3年12月1日
株式会社東京精神訪問看護ステーション	合同会社訪問看護ステーションメンタル・コンシェルジュ	世田谷区大原1-47-15 レスポワール大原202		同日
対話する訪問看護ステーション	ウィル訪問看護ステーション自由が丘	目黒区自由が丘3-8-15 自由が丘ハウス107		令和4年2月1日

(3) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
笑む笑む訪問看護ステーション	三鷹市上連雀2-4-1 鈴木ビル4階	品川区東五反田1-8-14 2階	平成29年12月7日
訪問看護ステーション松久理	新宿区西新宿6-26-8 小西ビル301	新宿区西新宿5-1-3 3階-B	平成30年4月1日
医療法人社団MXPG レッツ訪問看護ステーション	葛飾区細田1-22-6 2階	葛飾区細田5-14-18	平成30年7月23日
一般社団法人小平市医師会訪問看護ステーション	小平市字蔵西町3-24-13	小平市小川町2-1315-9	平成30年8月19日
あむ訪問看護ステーション	世田谷区科挙2-6-6小松ビル2階	東京都世田谷区赤塚3-32-14-202	令和2年6月1日
訪問看護ステーション エポルブ	目黒区方願寺6-1-16 サンブリッジNT201号室	目黒区南平3-6-7 ベアビル高橋II-105号室	令和2年9月1日
訪問看護ステーション芝久保	西東京市南町6-10-13	西東京市芝久保町2-4-19	令和3年4月1日
コモレビナーシングステーション新宿	東京都新宿区4-4-18 新宿MMビル1階	新宿区新宿4-3-30 ランザンAYビルディング102号室	令和3年8月10日
さくらナースケアステーション	渋谷区広尾5-3-4 広尾ハウス53	渋谷区広尾5-1-14 広尾ハイツ405	令和3年9月13日
調布訪問看護ステーション	調布市下石原3-4-2-6 1階	調布市下石原3-4-5-1	令和3年9月21日
訪問看護ステーションめだか	八王子市みなみ野5-30-41	八王子市羽田町513-13 グレースビル1-A	令和3年11月20日
訪問看護ステーションワイズメンタル	世田谷区駒沢2-7-1-2304	世田谷区駒沢2-7-1-2404	令和3年12月1日
訪問看護ステーションつばさ	荒川区西尾久7-7-4 武田ビル3階	荒川区西尾久2-35-7 エスポワール今井402号室	令和3年12月13日
クローバスマイル訪問看護ステーション	大田区西蒲田5-16-3	大田区蒲田1-23-12 スターハイブ蒲田101	令和3年12月20日
ハウオリ訪問看護ステーション	目黒区鷹番2-8-16 石井ハイム102号室	目黒区鷹番2-8-16 石井ハイム201号室	令和4年1月1日

アール訪問看護ステーションねりま	練馬区豊玉北5-12-9 バレスノ1階	練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル4階	同日
グッドライフケア訪問看護ステーション	江東区豊洲4-2-2 豊南堂ビル4階	江東区豊洲4-2-2 豊南堂ビル3階	令和4年2月1日
カバー訪問看護ステーション府中	府中市西原町3-25-10	府中市北山町2-3-13	同日

●東京都告示第千四百八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第六十五条の規定による指定の辞退及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六十三条の規定による届出があったので、法第六十九条並びに指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第五条第二項及び第六条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年十一月十八日

東京都知事 小池 百合子

病院又は診療所(精神通院医療)

(1) 廃止

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団虎の門会霞が関アーバンクリニック	千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル1階	令和3年10月31日
さくらライフ江戸川クリニック	江戸川区中央4-11-8 アルカディア親水公園ビル1階	同日

薬局(精神通院医療)

(1) 辞退

名称	所在地	辞退年月日
コクミン薬局 京橋一丁目店	中央区京橋1-6-13 京橋ファーストスクエアビル1階	令和3年11月10日
てる薬局	青梅市二俣尾4-955-1 セブンコーポ1階	令和3年12月27日
有限会社枝川薬局	江東区枝川1-6-12	令和4年1月20日

(2) 廃止

名称	所在地	廃止年月日
田辺薬局 港芝公園店	港区芝公園2-6-12 山口ビル1階	平成28年9月30日
カワ子薬局 多摩ニュータウン店	多摩市唐木田1-22-2	平成28年12月7日
日本調剤 きぬた薬局	世田谷区砧3-5-3	令和3年2月1日
アルファ薬局	豊島区池袋2-38-7	令和3年10月31日
グリーン薬局	八王子市みなみ野4-15-7	同日
日本調剤 プラザ通り薬局	新宿区西新宿1-11-12 大沼ビル1階	令和3年11月30日
ファーマコス薬局 青梅	青梅市大門3-4-3	同日
丸ノ内薬局 篠崎店	江戸川区篠崎町2-2-1	同日
有限会社オガワ薬局	中野区野方5-17-1	令和3年12月31日
くみ調剤薬局	荒川区西尾久2-9-11	同日
こぐま薬局	杉並区上荻1-18-12 春木家ビル3階	同日
しまね薬局	足立区島根2-17-1	同日
しらゆり薬局	世田谷区松原2-31-12	同日
ミキ薬局 若松町店	新宿区若松町9-12 KSビル1階	令和4年1月17日
大森中央調剤薬局	大田区中央4-32-9	令和4年1月21日
いけがみ薬局 大塚通り店	大田区池上5-22-13	令和4年1月31日
薬局トモズ シャガー小岩店	江戸川区南小岩7-24-15 シャガー小岩地下1階	同日
ドラッグフォーユー調剤薬局 一橋学園店	小平市学園西町1-21-15 アガペー一橋学園1階	令和4年2月1日
マロン薬局 新町店	八王子市新町1-13	令和4年2月10日
しらゆり薬局 西新井店	足立区西新井栄町2-7-7 ユリカロゼ西新井駅前101	令和4年3月1日

(3) 再開

名称	所在地	再開年月日
しらゆり薬局 奥戸店	葛飾区奥戸4-16-17	令和4年3月1日

指定訪問看護事業者等（精神通院医療）

(1) 廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
タツミ訪問看護ステーション瑞江	江戸川区南篠崎町3-1-10 OKビル1F 101	令和3年11月30日
訪問看護ステーション霞	昭島市中神町1176-32 H1Mビル4階	同 日
あいず訪問看護ステーション南千住	荒川区南千住3-12-15 第2セントラルビル301号	令和3年12月1日

(2) 休止

名 称	所 在 地	休止年月日
にっせいかん青物横丁ナーステーション	品川区南品川3-7-7 1階	令和4年2月1日

●東京都告示第千四百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十一月十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

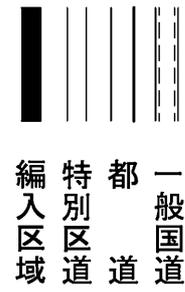
一 路線名 四谷角筈

二 変更の区間 新宿区西新宿一丁目七番三地先

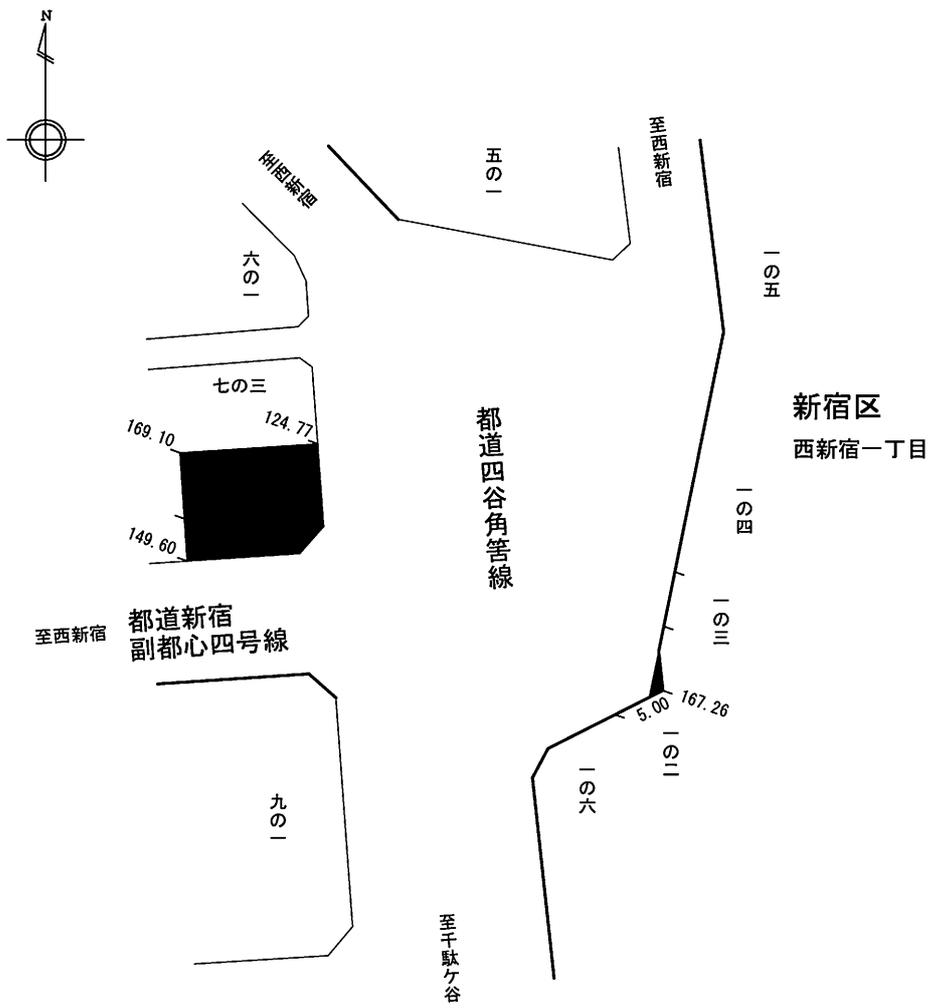
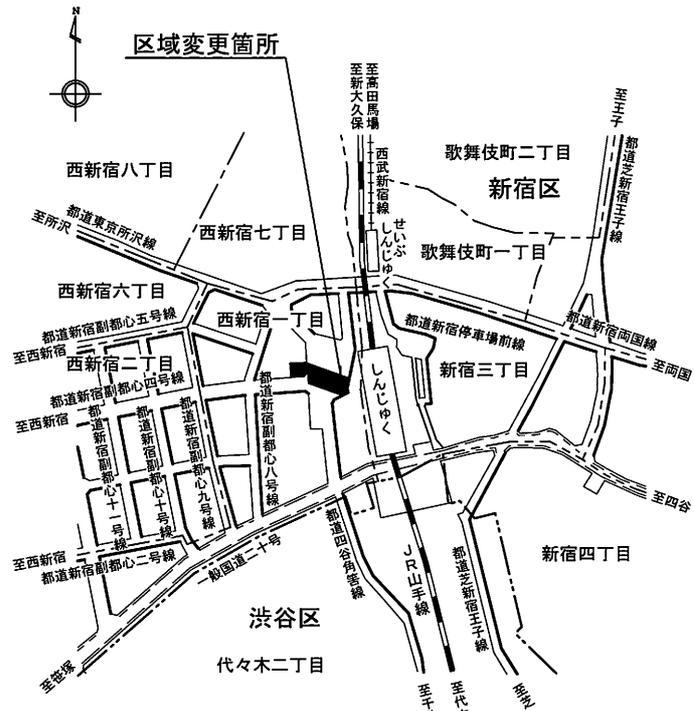
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道四谷角筈線区域変更略図
新宿区西新宿一丁目地内



延長 五一・一六メートル
 面積 一、六三一・三五平方メートル



●東京都告示第千四百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、令和元年東京都告示第五百六号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び新宿区役所において縦覧に供する。

令和四年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
新宿区	若葉三丁目 南元町	104001-K040	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
新宿区	若葉三丁目 南元町	104001-K040	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第千四百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、令和元年東京都告示第五百七号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び文京区役所において縦覧に供する。

令和四年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
文京区	春日一丁目	105001-K047	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
文京区	春日一丁目	105001-K047	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第千四百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第八百六号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び目黒区役所において縦覧に供する。

令和四年十一月十八日

東京都知事 小池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
目黒区	大橋二丁目	110001-K002	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		110001-K003		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
目黒区	大橋二丁目	110001-K002	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		110001-K003			

●東京都告示第千四百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十八年東京都告示第三百六十九号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び板橋区役所において縦覧に供する。

令和四年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
板橋区	大門	119001-K016	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	徳丸八丁目	119001-K019		
		119001-K020		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
板橋区	大門	119001-K016	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	徳丸八丁目	119001-K019			
		119001-K020			

●東京都告示第千四百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定に基づき、令和元年東京都告示第五百四号により指定した土砂災害警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び千代田区役所において縦覧に供する。

令和四年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

別表

土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
千代田区	富士見一丁目	101001-K010	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

●東京都告示第千四百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び新宿区役所において縦覧に供する。

令和四年十一月十八日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
新宿区	若葉三丁目 南元町	104001-K040	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
新宿区	若葉三丁目 南元町	104001-K040	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第千四百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び文京区役所において縦覧に供する。

令和四年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

別表
土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
文京区	春日一丁目	105001-K047	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 delete c

二 代表者の氏名

小国 士朗

三 主たる事務所の所在地

江東区青海一丁目一番二十号 ダイバーシティ東京オ
フィスタワー十二階

四 認定の有効期間

令和四年九月二十二日から令和九年九月二十一日まで

特定非営利活動法人の特例認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の特例認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年十一月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人日本学生社会人ネットワーク

二 代表者の氏名

真坂 淳

三 主たる事務所の所在地

港区虎ノ門一丁目十二番九号 スズエ・アンド・スズ

エビル六階

四 特例認定の有効期間

令和四年十月三日から令和七年十月二日まで

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二

第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を

次のとおり指定した。

令和四年十一月十八日

東京都水道局長 古谷 ひろみ

指定番号

商号

代表者

住所

指定年月日

一〇四九 株式会社 藤野 英子 調布市小島 令和四年
四 リードネ 町三丁目三 十月三十
ツト 十四番地十 日

一〇四九 株式会社 端山 知樹 八王子市泉 同日
五 ミヤコ 町千二百七 十二番地二

一〇四九 株式会社 堤 幸雄 埼玉県桶川 同日
六 佐々木設 備 市西二丁目 六番二号

一〇四九 株式会社 古澤 潤 神奈川県横 同日
七 古澤設備 古澤 潤 浜市緑区東

一〇四九 日本トレ 松村江梨花 本郷五丁目
八 ーサーガ 濱市港南区 五番三ー三
調査修理 日野南六丁 四五号
専門セン 目三十番七 号

一〇四九 青木管工 青木 規至 江東区北砂
九 青木管工 青木 規至 四丁目十八
番六号

一〇五〇 豊伸株式 黒田美智子 埼玉県三郷
〇 会社 市後谷五百 同日
四番地四

一〇五〇 高瀬設備 高瀬 鍛 西東京市新
一 町三丁目十 同日
一番二十四 号

一〇五〇 エムエイ 引地 恵 清瀬市野塩
二 五丁目二百 同日
八番地二十 一ー一〇六 号

一〇五〇 義成総設 津田 義夫 武蔵村山市
三 中央三丁目 同日
十八番七号

一〇五〇 株式会社 アルファ 北村 泰人 埼玉県川口
四 市並木二丁 同日
目三十四番 地八

一〇五〇 株式会社 ピカいち 柳田 将禎 千葉県長生
五 郡一宮町一 同日
宮一万九十 五番地二の 一

一〇五〇 株式会社 三浦 住友 江東区北砂
一 同日

六 プロメロ 六丁目十三
・エム 番四号志村
ビルーF

一〇五〇 株式会社 長田 仁志 神奈川県相
七 アクアテ 模原市南区 同日
クノ 旭町八番十 二号

一〇五〇 株式会社 知花 敏之 葛飾区東金
八 エヴォリ 町一丁目二 同日
ユーショ 十一番一号
ン 篠田ビル三 F

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に
ついて

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の

七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次

のとおり事業の廃止の届出があった。

令和四年十一月十八日

東京都水道局長 古谷 ひろみ

指定番号

商号

代表者

住所

廃止年月日

一〇〇八 三浦設備 三浦 住友 江東区南砂 令和四年
八 工業 二丁目二十 十月三十
七番八一ー 七番八一ー 日
〇二号

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

一筒月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

